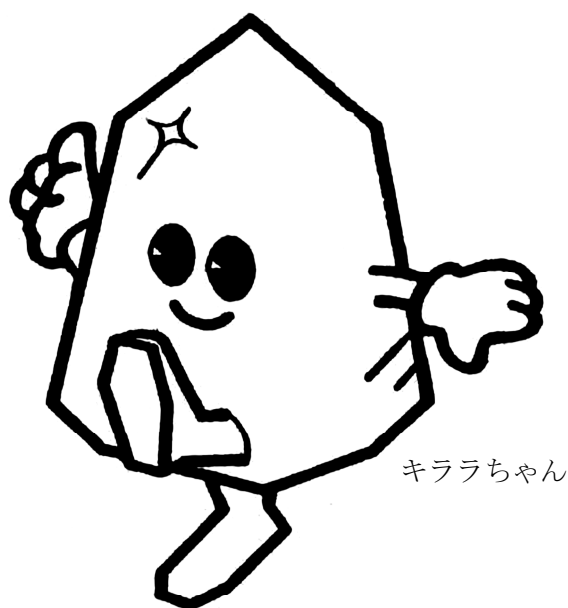


石川町耐震改修促進計画

〔令和3年度～令和12年度〕



令和3年度

石川町

目次

第1 計画策定の背景と目的

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 耐震化を図る建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、被害の状況・・・・・・・・ 3
- 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定・・・・・・ 4

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・ 6
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・ 6
- 3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備・・・・ 6
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策・・・・・・・・ 7
- 5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定・・・・・・・・ 7
- 6 優先的に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・ 7

第4 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 ハザードマップの作成・公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 パンフレットの作成とその活用・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・ 8
- 5 行政区との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについて・・・・ 9

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項・・・・・・・・ 9

第1 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

我が国は、世界で有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、本県周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど地震災害への対策が重要な課題となっています。

過去の大規模地震を振り返ると、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人ももの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、本県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらしました。

そして、10年後となる令和3年2月と令和4年3月には、マグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が福島県沖で発生し、本県は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けることとなりました。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けられない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが求められています。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、国の基本方針および福島県耐震改修促進計画を踏まえて、これまでの計画に必要な見直しを加えた第2期の石川町耐震改修促進計画となります。

2 計画の目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅、不特定多数が利用する特定建築物及び防災拠点となる公共建築物等で、旧耐震基準で建築された既存建築物のうち耐震化されていない建築物の耐震化を促進し、大規模地震により想定される被害の削減を目指し、町民の生命及び財産を守ることを目的とします。

3 計画の位置づけ

この計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「法」という）に基づいて、「福島県耐震改修促進計画」を勘案し、「石川町地域防災計画」と整合を図り、「石川町耐震改修促進計画」を策定します。

4 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とします。
本計画は、社会情勢の変化や耐震化に係る取り組みの進捗状況等に応じ、必要に応じて内容を見直します。

5 耐震化を図る建築物

①住宅

②特定建築物

- ・ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- ・ 通行を確保すべき道路沿道の建築物

③公共建築物

- ・ 地震災害時の活動拠点となる施設や多数のものが利用する建築物

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

「福島県地域防災計画」においては、「福島盆地西縁断層帯」「会津盆地西縁断層帯」「双葉断層」「福島県沖」の4種類（内陸部3、海洋部1）の地震を設定しており、想定の結果、建築物等に対して表1-1に示す地震被害の発生が想定されています。

本町においては、「福島県沖地震」が最も大きな影響を及ぼす地震と想定され、いわき市から旧原町市（現南相馬市）に至る沿岸の広い範囲内で最大6弱の大きな揺れが発生するものと予想されます。

〈表1-1〉 定量被害想定結果の概要（福島県地域防災計画/地震・津波災害対策編）

想定区分	福島盆地西縁断層帯	会津盆地西縁断層帯	双葉断層	福島県沖
想定地震	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.0 W=5km D=10km	M7.7 浅部 D=20km
想定震度	最大6強	最大6強	最大6強	最大6弱
木造大破棟	11,306棟	11,031棟	7,723棟	4,733棟
非木造破壊棟	497棟	342棟	217棟	158棟
死者 (夜/昼)	840人/ 327人	749人/ 278人	553人/ 203人	346人/ 131人
負傷者 (夜/昼)	4,323人/ 4,343人	4,604人/ 4,476人	2,908人/ 2,948人	1,632人/ 1,661人
避難者	51,621人	38,366人	28,599人	35,798人

2 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

(1) 住宅

平成30年の住宅・土地統計調査によると、本町の住宅の耐震化の状況は表1-2のとおりです。
町内の住宅総数約5,260戸のうち、耐震性があると判断される住宅は4,060戸で耐震化率は77.19%と推計されます。

地震による人的被害を減少されるには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、令和7年度までに耐震化率95%、令和12年度においては耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

〈表1-2〉 住宅の耐震化の状況 (戸数)

区分	昭和56年 以降の住宅 ①	昭和55年以前 の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有 住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 ⑤/④	耐震化率 の目標 〔令和12年度〕
		耐震性有③				
木造	2,680	2,050	4,740	3,550	74.89%	概ね解消
		870				
非木造	430	80	520	490	94.23%	概ね解消
		60				
合計	3,130	2,130	5,260	4,060	77.19%	
		930				

※平成30年住宅・土地統計調査の数値は、十の位で四捨五入されているため、合計値と合わない場合がある。

(2) 特定建築物

本町にある特定建築物の耐震化の現状は表1-3のとおりです。

法第14条第1号に規定する多数のものが利用する特定建築物の耐震化率は88.00%と推計しています。

本町には、法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物はありませんが、法第14条第3号に規定する地震によって破壊した場合において、その敷地に接する道路(福島県地域防災計画の緊急輸送路に限る)の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物が2棟確認されており耐震化が進んでいません。

この集計結果をふまえ、石川町内の特定建築物のうち法第14条第1号に規定する建築物について、令和12年度末までに、耐震性が不十分な建築物を概ね解消することを目標とします。

また用途別に公共・民間それぞれに耐震化の目標は表1-4のとおりです。

〈表1-3〉 特定建築物の耐震化の現状と目標の設定 (令和3年3月末現在)

区分	昭和56年6月 以降の住宅 ①	昭和56年5月 以前の住宅②	住宅総数 ④ (①+②)	耐震性能有 住宅数 ⑤ (①+③)	耐震化率 ⑤/④	耐震化率 の目標 〔令和12年度〕
		耐震性有③				
法第14条 第1号	36	12	48	44	91.67%	概ね解消
		8				
法第14条 第2号	0	0	0	0		
		0				
法第14条 第3号	0	2	2	0	0.00%	
		0				
合計	36	14	50	44	88.00%	
		8				

〈表1-4〉 特定建築物 (用途ごと) の耐震改修目標値

	現況	目標値	公共建築物		民間建築物
			現況	R7目標値	現況
特定建築物（法第14条第1号）	91.67% [44棟/48棟]	概ね解消	95.45% [21棟/22棟]		
防災拠点施設 （庁舎、公益上必要な施設）	100.00% [1棟/1棟]	—	100.00% [1棟/1棟]	—	—
避難施設 （学校、体育館等）	95.45% [21棟/22棟]	概ね解消	94.74% [18棟/19棟]	概ね解消	100.00% [3棟/3棟]
緊急医療施設 （病院、診療所等）	100.00% [1棟/1棟]	—	—	—	100.00% [1棟/1棟]
不特定多数が利用する施設 （ホテル、旅館、銀行等）	75.00% [9棟/12棟]	95%	—	—	75.00% [9棟/12棟]
多数が利用する施設 （賃貸住宅、事務所等）	100.00% [13棟/13棟]	—	100.00% [2棟/2棟]	—	100.00% [11棟/11棟]

※[/]内の棟数は、分母は項目内建築物総数、分子は有耐震性建築物数

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識を持って地震防災対策に取り組むことが不可欠です。

住宅、建築物の所有者等が、耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度を実施するなど、必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている問題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町民に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修を促進していきます。

(1) 住宅

住宅は、町民の生活の基盤であり、大地震により被害が生じた場合の影響が大きいことから、町と県が連携して、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業を実施します。

なお、耐震改修にあたっては、一般的なリフォームとの併用など、より効率的・効果的な工事の実施等を周知・啓発します。

また、耐震性のない住宅の除却やブロック塀等の改修等についても、耐震改修と同様、積極的に支援します。

対象工事等	補助対象者	補助要件	補助対象経費	補助金額（上限額）
耐震診断等	所有者	・旧耐震基準の木造住宅	・耐震診断費用	15.6万円/戸
耐震改修	賃借者 購入予定者	・木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震基準を満たさないもの	・耐震改修工事費	・一般改修 最大100万円 (多雪地域は120万円) ・簡易・部分改修 最大60万円 (多雪地域は72万円)

3 安心して耐震改修を行うことができるための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者等が耐震改修をするにあたっては様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

(1) 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

(2) 町民への啓発活動

町の広報誌や行政だよりで、耐震診断と耐震改修を促進するための広報を行います。
また、町民を対象としたイベント等において積極的な広報活動を行います。

(3) 耐震診断・改修の技術力の向上

町内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

4 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 事前の対策

過去の地震の状況から、人的被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の耐震化と合わせて、家具の転倒防止対策、窓ガラスの飛散防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、ブロック塀の倒壊防止対策等の必要性が改めて指摘されています。

このため、町では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建物所有者等に、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、町は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備を検討いたします。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備を図っていきます。

5 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

建築物の倒壊によって緊急車輛の通行や住民の被害の妨げになる恐れのある道路として、「福島県地域防災計画」震災対策編の緊急輸送路（第1次、第2次、第3次確保路線）及び「石川町地域防災計画」で定められた緊急輸送道路を、地震発生時に通行を確保すべき道路に指定しています。

6 優先的に着手すべき建築物の設定

(1) 優先的に着手すべき建築物

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物
- ・耐震改修促進法の特定建築物
- ・木造住宅

(2) 重点的に耐震化すべき区域

重点的に耐震化すべき区域は、石川町地域防災計画で定める緊急輸送路、避難輸送路又は避難地等の沿道とします。

第4 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

1 ハザードマップの作成・公表

町は防災マップを作成し公表していきます。また、福島県の支援と協力により、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生の恐れのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）の作成に努めます。

2 相談体制の整備

都市建設課を建築相談窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、町民からの建築相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は県及び県中建設事務所、家具の転倒防止等、災害予防全般については、県庁（生活環境部県民安全領域）や県中地方振興局（県民生活グループ）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては、消費生活センター及び建設工事紛争処理担当グループと連携して対処することとします。

3 パンフレットの作成とその活用

県が作成した「福島県住宅耐震診断促進事業」の概要を紹介したパンフレット「大地震に備えて耐震診断を受けましょう」や、今後作成が予定される、耐震改修を促進するための福島県パンフレットを活用して、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図っていきます。

また、町のホームページや、町の広報誌に耐震化診断及び耐震改修の促進に関する記事を掲載し積極的に情報提供を行っていきます。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事やバリアフリーを目的とした改修工事に併せて耐震改修工事を行うことは費用面でメリットになります。

このため、リフォームの予定がある場合には、リフォームにあわせた耐震改修を誘導していきます。

5 行政区との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連帯し地震対策を講じることが重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりではなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、町は行政区と連携、啓発や支援を行い、町民の防災意識の向上を促進します。

6 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについて

本計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化を促す取組み、耐震診断を実施した住宅に対する耐震化を促す取組み、改修事業者等への技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み、耐震化の必要性に係る周知・普及を図ることが重要です。

このため、石川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震を強力に推進します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する事項

本計画は、原則として5年ごとに、また社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案して、見直しを実施します。

なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要事項は別途定めるものとします。